



新緑の季節を迎えました。

<2日 八十八夜、3日憲法記念日、4日 みどりの日、5日
こどもの日、立夏 10日 母の日、21日 小満>

1. May 改正情報・案内

① 平成27年度から労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率を改定します。(雇用保険料率は変更なし) 平成27年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成26年度の確定保険料

はこれまでの料率で計算致します。多くの業種では変更なしですが、変更業種では
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く) 11←13/1000 (労務比率 23%←21%)
機械装置の組立て又は据付けの事業 6.5←7.5/1000 (労務比率 40%←38%)
既設建築物設備工事業 15/1000 変更なし (労務比率 23%←22%)
清掃、火葬又はと畜の事業 12←13/1000 など

② 2015年度の税制改正関連法が成立したことにより、消費税率10%への引上げ時期が当初予定から1年半遅れの2017年4月となることが確定しました。景気悪化時に増税を停止できる「景気条項」は削除されています。

③ 政府は、マイナンバー制度を活用して「未納対策の強化」「手続きの利便性向上」「『消えた年金』の再発防止」等の年金制度改善策を講じる方針を固めました。平成28年から法人番号により年金未納企業を迅速に割り出して、効果的な督促と強制徴収につなげるようです。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) /1000、介護保険 7.9 /1000
厚生年金保険 87.37 /1000 雇用保険 5 /1000 (建設業 6 /1000)

2. 名言名句

「至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり」 『孟子』

「こちらがこの上もない誠の心を尽くしても、感動しなかったという人にはいまだあったためしがない。誠を尽くせば、人は必ず心動かされるということ。」孟子の言葉ですが、吉田松陰がよく使った名言としても有名

3. 法律ワンポイント

改正障害者雇用促進法の障害者差別禁止・合理的配慮指針

「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」(障害者差別禁止指針)と、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」(合理的配慮指針)が、3月25日に厚生労働省より公表されました。

「障害者差別禁止指針」のポイント

この指針では、すべての事業主を対象に、募集・採用、賃金、配置、昇進・昇格、教育訓練等の項目に関して、障害者であることを理由とする差別を禁止すること等を定めています。

例えば、募集・採用にあたって、障害者であることを理由として、採用の対象から排除すること、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと、採用基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること等は禁止されます。ただし、積極的差別是正措置として障害者を有利に取り扱うこと、合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果、異なる扱いを行うこと等は、差別には該当しません。

「合理的配慮指針」のポイント

この指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすること等を定めています。例えば、視覚障害者に対しては、募集内容について音声等で提供すること、視覚・言語障害者に対しては、面談を筆談により行うこと、肢体不自由者に対しては、机の高さを調整すること等作業を可能にする工夫を行うこと、知的障害者に対しては、本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと、精神障害者に対しては、出退勤時刻・休暇・休憩に関し通院・体調に配慮すること等の配慮が会社に求められます。ただし、合理的配慮の提供義務は、事業活動への影響の程度、費用・負担の程度、企業の規模等を総合的に判断し、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合は除くとしています。

4. 統計・情報

① 健康保険組合連合会が2015年度における**健康保険組合の平均保険料率**（報酬に占める保険料の割合）を発表し、過去最高の9.02%（前年度比0.16ポイント増）となったことがわかった。全国1,384組合の集計結果として公表したもので、8年連続の上昇となった。

② 3月の**三大都市圏におけるアルバイト・パートの平均時給が960円**（前年同月比1.3%上昇）となり21カ月連続で前年同月比を上回ったことが、リクルートジョブズの調査でわかった。採算の厳しい一部の飲食店などでは、時給引上げによる新規採用ではなく、既存従業員に対する研修の実施等により定着率を上げ、人材確保に注力する企業も始めている。

③ 政府は、改正労働基準法案を国会に4月3日に提出。「中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の見直し」「年次有給休暇の取得義務付け」「フレックスタイム制の清算期間の延長」「裁量労働制の対象範囲拡大」「高度プロフェッショナル制度の創設」等が盛り込まれている。改正労働基準法案の概要（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-41.pdf>

④ 内閣府に、有村少子化担当大臣が本部長を務める「**子ども・子育て本部**」が発足した。子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴うもので、従来は厚生労働省と文部科学省が担っていた保育園や幼稚園、認定こども園などへの補助や、少子化対策などを統括していくとしている。

⑤ 総務省は、2014年11月確定値及び15年4月概算値の人口推計を公表した。11月1日現在（確定値）の**総人口**は、**1億2,708万2,000人**で前年同月に比べ21万2,000人（0.17%）減少。日本人人口は**1億2,541万人**で、前年同月に比べ27万3,000人（0.22%）減少した。また15年4月1日現在（概算値）の総人口は1億2,691万人で、前年同月に比べ22万人（0.18%）減少。



ファン歴 34年 浜田省吾の10年ぶりのオリジナルニューアルバム！4/29

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

NHKT大河ドラマ「花燃ゆ」の視聴率が芳しくないらしいのですが、個人的には好きです。時代が江戸時代末期、幕末の頃明治維新前ということで決して大昔の話でもなく、改めて山口県の長州藩を舞台に長州サイドからの目が見られて非常に興味深く見えています。約150年前の時代と思うと“非常に近い”感じがします。主人公は吉田松陰の妹なのですが、前回放送まででは「吉田松陰がメイン」の感がありました。今月の名言はドラマの中でもクローズアップされた松陰の言葉を掲げました。一本筋が通った彼の信念が伝わってきます。今年が戦後70年ですが、「**国とは何か**」を考えさせられる幕末の時代であったと思います。5月は坂本龍馬が登場し明治維新へ突入してゆきます。

国の施策がどんどん施行されてゆきます、消費税10%へは再来年の2017年4月に引き上げ決定。**マイナンバー制**も近づいております。マイナンバー制につきましては概要が出ているものの、事業所様から「**従業員の方々への案内はいつ、どのようにしたら良いか、などよくわからない**」というご質問も受けます。来年1月からの扶養異動申告書は年内に従業員に渡し回収となりますが、同時にマイナンバーも確認「**取得**」してゆくと効率的です。ところで、申告書にマイナンバーを書くところがありますが……。この申告書は「紙保管」としてのリスクが出てきます。この「**保管**」や「**利用**」「**廃棄**」という、今までとは少し違った感覚が必要になります。どうしたら良いか、具体的なQ&Aが出てきておりますが、実務的な規程や案内文のひな型等の準備を進めておりますので、今しばらくお待ちください。(S)